案　件

奨学金返還支援事業等の取組状況について

商工振興課

１　施策等の背景・目的及び効果

本市では、市内中小企業等の人材確保及び人材定着を目的に、若年者の経済的負担の軽減と安定した就労を支援するため、今年度から「奨学金返還支援事業」を実施します。現在、補助金交付要綱の制定に向けた準備を行っているところですが、令和７年（2025年）２月の総務委員協議会でお示しした内容から、対象者を拡大する予定です。

また、市内での消費喚起を促進し、物価高騰の影響を強く受ける市内中小規模事業者への支援を目的に、対象店舗におけるキャッシュレス（ＱＲコード）決済利用時にポイント還元を行う「枚方市キャッシュレスポイント還元事業（物価高騰対策消費拡大支援事業)」について、対象決済サービス等が決定しましたので、あわせて報告するものです。

２　内容

（１）　奨学金返還支援事業について

①対象者（案）

35 歳未満の市内在住者で、以下のいずれかに該当する者として、新たにイ.を追加するものです。

ア.市内中小企業に正規雇用で就業し、就業期間が５年以下であること。

イ.一定の専門資格を有し、社会福祉法人、医療法人、学校法人が運営する市内施設（学校法人は幼稚園・認定こども園に限る）に正規雇用で就業し、就業期間が５年以下であること。

※ 事業者が独自に奨学金返済支援制度を設けていて、制度を利用されている人は対象外とします。

※ イ.の対象となる法人は従業員規模に応じて制限を設けます。

②受付方法（案）

＜受付期間＞令和７年（2025 年）10 月 1 日～12 月 26 日（予定）

＜受付方法＞ア.及びイ.の対象者別に予算の範囲内で枠を設定し、それぞれ先着順で受付を行います。

※中小企業への支援を優先するため、対象者別に予算枠を設定し、各予算枠が上限に達した時点で受付を終了します。12 月 26 日時点でいずれかの予算枠に残額がある場合は、令和８年（2026 年）１月から対象者を区別せずに再募集を行います。

［参考］

項目		内容
補助対象経費		前年 10 月～当年９月に返還した奨学金額 例：令和７年度の場合は、令和６年 10 月～令和７年９月
補助率		２分の１
上限		90,000 円／年
補助期間		最大５年間
令和７年度	事業費	32,400 千円
	想定交付件数	360 件

（２）枚方市キャッシュレスポイント還元事業（物価高騰対策消費拡大支援事業）について

①実施期間

令和７年（2025 年）８月１日から８月 31 日まで（予定）

②対象決済サービス

ｄ払い（株式会社ＮＴＴドコモ）

③還元条件

・還元率：決済額の 15％
・1 回の決済あたりのポイント付与上限：500 円相当
・期間中のポイント付与上限：3,000 円相当

④対象店舗及び取引

・市内の「ｄ払い」導入店舗（※今後導入予定を含む）。
・以下の店舗及び取引は対象外とします。

【対象外店舗】
・大型店舗（資本金 5,000 万円超）
・コンビニエンスストア
・保険適用医療機関（病院・医院・介護施設）、美容整形、美容外科

【対象外取引】
・換金性のある支払い（商品券、ビール券、図書券、官製はがき、切手、印紙、プリペイドカード、チケット等）
・不動産関連の支払い（土地・建物購入、家賃・地代、駐車場等）
・インターネット販売等の実店舗外決済
・公共サービス・公共料金及び納税に関する支払い　等

３　今後のスケジュール（予定）

（１）奨学金返還支援事業について

令和７年　６月頃　　枚方市若年者奨学金返還支援補助金交付要綱（仮称）制定・周知
10 月　　令和７年度交付申請受付開始
12 月末　　令和７年度交付申請受付終了
※順次、交付決定後に支払い

（２）枚方市キャッシュレスポイント還元事業（物価高騰対策消費拡大支援事業）について

令和７年　６月以降　　キャッシュレス決済サービスを未導入の事業者に対する導入支援
７月以降　　広報ひらかた、対象店舗等での市民への周知
決済サービス事業者のコールセンター・系列店舗での案内・サポート
８月　　キャッシュレスポイント還元キャンペーン実施

４　総合計画等における根拠・位置付け

総合計画
基本目標　　地域資源を生かし、人々が集い活力がみなぎるまち
施策目標２０　いきいきと働くことのできるまち
施策目標２１　地域産業が活発に展開されるまち

５　関係法令・条例等

枚方市若年者奨学金返還支援補助金交付要綱（仮称）

６　事業費・財源及びコスト

（１）奨学金返還支援事業について

《事業費》

令和７年度　　32,505 千円

若年者奨学金返還支援事業補助金　32,400 千円

印刷製本費（周知用チラシ）　105 千円

《財　源》

令和７年度　一般財源　32,505 千円

（２）枚方市キャッシュレスポイント還元事業（物価高騰対策消費拡大支援事業）について

令和６年度からの繰越明許費により執行します。

《事業費》

令和７年度　123,000 千円

委託料（決済サービス事業者への運営業務委託）　2,200 千円

※負担金（ポイント還元の原資）　120,800 千円

《財　源》

令和７年度　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金　88,000 千円

一般財源　35,000 千円